

○包括議決 4

市街化調整区域において継続して生活の本拠を有する世帯等の分化
発展の過程で必要な住宅を建築する場合等の住宅の取扱いについて

標記について、提案基準2に該当すると認められるもののうち、次の各要件に該当するものは、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取扱い、これに基づき市長が許可をし、後日の開発審査会に報告するものとする。

1. 基準世帯

提案基準2の第2-1-(1)～(3)に該当すること。ただし、(2)については線引き後に適法に建築された建築物に居住する世帯に限る。

2. 住宅を建築する者

提案基準2の第2-2-(1)～(4)に該当すること。

3. 住宅建築の理由

提案基準2の第2-3-(1)～(6)又は第3-2-(1)～(3)に該当すること。

4. 規 模

申請に係る自己の居住のための一戸建専用住宅の延べ面積が住宅金融支援機構のマイホーム新築融資技術基準による住宅の規模限度以下であること。

5. 適用年月日

この取扱いは、平成30年7月12日から適用する。